

資格・実務・総合

ADRの現場から

⑤ 話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースが多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことがあるだろう。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「住宅ローン診断士」に寄せられる、住宅ローンをめぐるトラブル解決の流れを、一般社団法人日本住宅ローン診断士協会の望月保秀代表理事から紹介してもらう。

我々一般社団法人日本住宅ローン診断士協会には、様々なかつて離婚後は重荷のマイホーム



望月保秀代表理事

ローンを組んで家を購入したが、その後離婚をしてしまったという結果を迎えた場合です。このようなケースでのスムーズな解決策は「住宅ローンを繰り上げて返済してどちらか一方の単独名義に返済していく」というケイ

住宅ローン診断士

が共有名義で住宅ローンを組んで家を購入したが、その後離婚をしてしまったという結果を迎えた場合です。このように女性が家を引き取ることで、そこに住み続けてローンを返済していくというケイ

スが多いです。この場合はローンの返済が心配になりますが、住宅ローン診断士は、例えば月の各種返済額17万円を一本化して10万円にまで抑えたり、返済期間20年を30年にすることでも月々の返済額を圧縮する具体的な方法を話し合いの中で提案したりすることができます。「将来、なんとかローンは返済していけそうだ」といふことで、両者の話し合いはスム

にいきます。

● 法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話 03(35524)8013

● 「住宅ローン診断士」資格実施団体
一般社団法人日本住宅ローン診断士協会 電話 03(35583)1081

格「住宅ローン診断士」です。調停人として登録されてい

る資格者であれば、業務として両者の間に入り、各々から要望をしつかりとヒアリングし、専門家の視点をもって的確なアドバイスを実施するこ

(金融機関の選定、条件交渉、手続き代行)まで実施することができます。過去の事例から考へると、女性が家を引き取ることで、そこに住み続けてローンを返済していくため、ワンストップで相談者のトラブルを解決することができます。この度、住宅ローン診断士資格が一般社団法人日本不動産仲裁機構の実施する認証ADRの調停人基礎資格となつたことで、より多くの方々のトラブルやお悩みを解決できるのではないかと考えております。

お役に立てるのが当協会の実施する住宅ローンの専門家資格